平成２５年（フ）第２６号
高知県四万十市片魚950番地
債務者　山添　浩司
1　決定年月日時　平成25年10月30日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月８日まで
高知地方裁判所中村支部

平成２５年（フ）第３３１号
沖縄県那覇市首里末吉町２丁目144番地１
新明マンション208号
債務者　金城美佐子
1　決定年月日時　平成25年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月８日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２５年（フ）第３００号
沖縄県那覇市首里汀良町３丁目111番地１
汀良市営住宅２―804号
債務者　真栄田勝子
1　決定年月日時　平成25年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月９日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２５年（フ）第３０３号
沖縄県那覇市字仲井真300番地　シャトル仲井真301
債務者　神山さとみ
1　決定年月日時　平成25年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月９日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２５年（フ）第３２７号
沖縄県那覇市樋川２丁目14番６―302号　座安アパート
債務者　糸数　徹夫
1　決定年月日時　平成25年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月９日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２５年（フ）第６８６号
神戸市兵庫区菊水町10丁目39番地の16　市営夢野台住宅２―606号
債務者　上西　米生
1　決定年月日時　平成25年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月10日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第７６１号
神戸市灘区中原通７丁目２番20号　城村ハイツ１Ｆ
債務者　丸山電気こと　丸山　優子
1　決定年月日時　平成25年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月10日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第６３２号
熊本市中央区渡鹿６丁目５番67号　コーポ北野102、前住所東京都狛江市東野川４丁目６番12号　ハイツ久里山102
債務者　楢橋　雅雄
1　決定年月日時　平成25年10月29日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月22日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第８８８号
名古屋市中川区一色新町２丁目401番地　三日月住宅６棟103号
債務者　山崎　　香
1　決定年月日時　平成25年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月３日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１０１号
茨城県つくば市高見原２丁目３番地３　梅田アパート、前住所茨城県つくば市森の里43番地13
債務者　鈴木　惠子
1　決定年月日時　平成25年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月24日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２５年（フ）第３９９号
埼玉県春日部市栄町１丁目271番地　ディアコート203
債務者　久名木　敦
1　決定年月日時　平成25年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月24日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第４２５号
埼玉県草加市中央２丁目10番３―708号
債務者　谷亀千恵子
1　決定年月日時　平成25年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月24日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第４４４号
埼玉県草加市八幡町124番地１　アサイテイカシヤＣ―２号
債務者　會田　　功
1　決定年月日時　平成25年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月24日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第４４６号
埼玉県草加市瀬崎５丁目41番６号、住民票上の住所埼玉県草加市谷塚上町703番地　アーバンハイムⅡ―201号
債務者　鈴木　貴子
1　決定年月日時　平成25年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月24日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第４５４号
埼玉県越谷市南町２丁目13番13号　ベアーズストーリー105
債務者　土屋　幸一
1　決定年月日時　平成25年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月24日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第４６０号
埼玉県春日部市中央６丁目５番地３　八千代春日部マンション209号
債務者　喜多野　進
1　決定年月日時　平成25年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月24日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係